

「子ども性暴力防止法」が 2026年12月25日にスタートします。

～実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～

子ども性暴力防止の施行により、2026年12月25日より、学校や保育所、学習塾など、子どもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。実習生についても性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、現時点での留意点をお知らせします。

【事業者求められる取組】

- 日頃から、子どもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- 子どもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- 性暴力のおそれがある場合は、子どもと接する業務に就かせないようにします。

【実習生に関する留意点】

- 実習計画において、子どもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生が子どもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人より子ども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 性犯罪前科があると確認された者は、子どもと接する実習はできないこととなります。その場合、実習ができないことにより資格の取得ができなくなる可能性があります。また、実習ができないことにより卒業ができなくなる可能性があります。
- 教育実習・保育実習等の子どもと接する実習の履修を希望する学生に対して、入学後以下の提出を求める予定です。
 - ・ 同意書（犯罪事実確認に関する同意）
 - ・ 誓約書（特定性犯罪前科がないことについての誓約）

【参考】詳細は、子ども家庭庁 HP をご参照ください。

- 子ども家庭庁 HP 「子ども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」

リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

（お問い合わせ先）

聖徳大学／聖徳大学短期大学部

教育支援課 tel:047-365-1111（代表）